

大阪狭山市広告入り窓口封筒等の無償提供に関する取扱要領
(令和9年、令和10年)

(趣旨)

第1条 この要領は、広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）等の無償提供に関し必要な事項を定め、適切な管理を行うことにより市民サービスの向上及び地域企業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口封筒 市が発行する各種証明書等を来庁者が持ち帰るために利用する封筒であって、広告が印刷されたものをいう。
なお、窓口封筒は、来庁者が必要に応じて自己判断により利用するものであり、本市がその利用を促進させるものではない。
- (2) 無償提供者 窓口封筒に広告を掲載する広告主を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に窓口封筒及び窓口封筒設置台を無償提供する事業者をいう。

(無償提供物)

第3条 無償提供物は、窓口封筒及び窓口封筒設置台とし数量等は次のとおりとする。

①窓口封筒	窓口封筒のサイズ及び年間予定枚数	○角形2号（A4用紙対応） 30,000枚／年 ○角形6号（A5用紙対応） 20,000枚／年 ※提供期間中に、数量に過不足が生ずる場合は適宜調整する。 ※色彩等については別途協議する。
	広告印刷の範囲	○表面、裏面とも印刷可能面積の40%以内 ※窓口封筒の表・裏面とも面積の60%以上は本市の記載部分とし、印刷内容については市が指示する。
②窓口封筒設置台	○提供する窓口封筒を設置するための卓上ケース（計10台／年） （2種類の窓口封筒が設置可能な2段仕様のもの） ※大きさは窓口封筒を収納するために必要最低限で、色彩等が華美でないものとし、広告の無いものとする。	

(設置場所)

第4条 窓口封筒及び窓口封筒設置台の設置場所は、大阪狭山市役所及びニュータウン連絡所の窓口カウンターとする。

(納品場所及び方法)

第5条 窓口封筒及び窓口封筒設置台の納品場所は、大阪狭山市役所1階市民窓口グループ及びニュータウン連絡所とする。また、納品は第一期、第二期とも3回程度に分割して行い、その時期は市が指示する。なお、設置期間終了後の残封筒は無償提供者において回収するものとする。

(設置期間)

第6条 この要領における窓口封筒及び窓口封筒設置台の設置期間は、次のとおりとする。

《第一期》 令和9年2月1日～令和10年1月31日

《第二期》 令和10年2月1日～令和11年1月31日

(掲載広告内容)

第7条 窓口封筒に掲載できる広告（以下、「広告」という。）の内容は、別で定める「大阪狭山市広告入り窓口封筒に関する広告掲載基準」（以下、「基準」という。）を遵守しなければならない。

2 無償提供者は、掲載広告の内容について市と事前に協議し、市の承認を受けるものとする。

(無償提供希望の申出方法)

第8条 無償提供希望の申出方法は、別紙のとおりとする。

(無償提供希望の申出の不受理)

第9条 次の事項について一つでも該当する事業者については、無償提供者に選定しない。

- (1) 無償提供希望の申出書提出締め切り日時点において、大阪狭山市及び他の自治体で指名停止等の処分を受けている。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定の該当者。
- (4) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年10月大阪狭山市条例第4号）の排除対象となっている。
- (5) 市区町村税の滞納がある。

- (6) 国及び地方公共団体において、同様の事業の受託実績がない。

(無償提供者の決定)

第10条 無償提供希望の申出があった事業者の中から、次のように市が決定する。

- (1) 前条の該当者は除外する。
- (2) 申込書類及び見本等をもとに公正に判断のうえ、無償提供者を選定する。
- (3) 前号の選定の結果、いずれの事業者も無償提供者としての適格性を満たしていないと判断した場合、無償提供者を選定しない。
- (4) 選定の経緯等は公表しない。また、選定内容及び選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、差替え等は認めない。
- (6) 提出書類などの準備作成にかかる費用及びその他一切の費用については申出者の負担とし、申出者に損害が生じてても市は責任を負わない。

(窓口封筒の作製)

第11条 窓口封筒の作製について、次の事項を遵守すること。

- (1) 窓口封筒は、決定した無償提供者の責任及び負担で作製するものとする。
- (2) 広告内容、色、形状等について事前に市と協議するものとする。
- (3) 窓口封筒は、市の承認を受けた後に作製するものとする。
- (4) 広告欄には広告主の名称及び連絡先を記載するものとし、市は広告に関する問い合わせ等には一切応じない。ただし、市の指示により掲載する市の情報等についてはこの限りでない。

(確認書の締結)

第12条 市長は決定した無償提供者と、窓口封筒の作製等及び無償提供に関して、各期ごとに確認書を取り交わすものとする。ただし、第二期における確認書締結の時期は、令和9年10月以降とする。

(問題発生時の対応)

第13条 無償提供者は、窓口封筒に関する苦情その他何らかの問題が生じたときは、その責任を負い、誠意を持って直ちに解決に努めるものとする。ただし、市の指示により掲載する市の情報等についてはこの限りでない。

(設置の中止)

第14条 市長は、次の事項のいずれかに該当するときは、窓口封筒及び窓口封筒設置台の設置を中止する。

- (1) 申出時の提出書類に虚偽の内容又は偽造書類が含まれていたとき。
- (2) 書面により無償提供者の取り下げを申し出たとき。

- (3) 第9条に該当等により、事業の継続が困難であると市が判断したとき。
- (4) その他来庁者に提供する窓口封筒として適当でないと認められるとき。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、窓口封筒の作製等及び無償提供に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年9月7日から施行する。